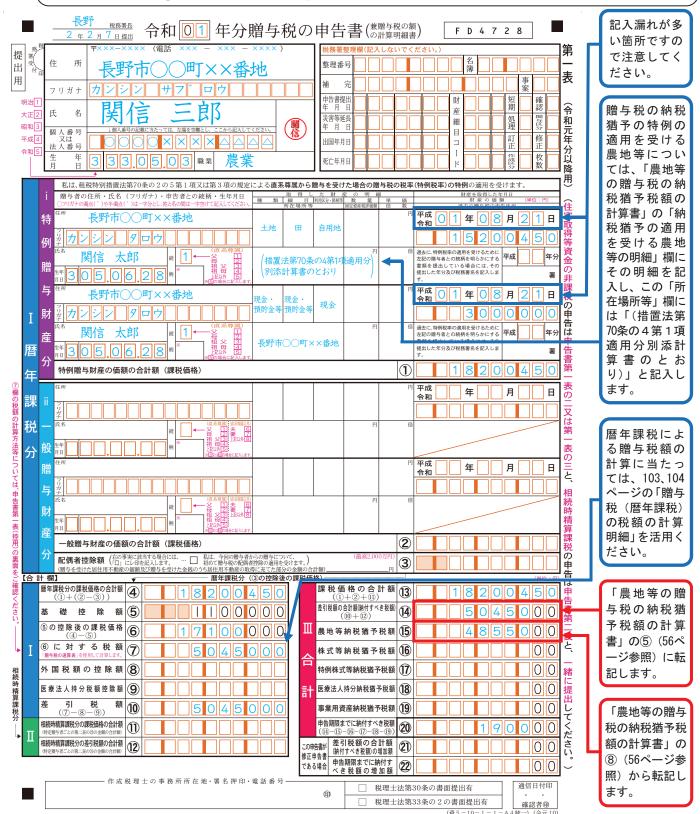
【事例7】農地等についての納税猶予及び免除の特例(暦年課税)を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田と現金300万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定ですので、農地等についての納税猶予の特例(注1)の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成31年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」(注2)を適用して暦年課税により申告します。

なお、私は、父(関信太郎)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。

- (注) 1 特例の概要については、75ページを参照してください。
 - ? 「特例税率」については、2ページを参照してください。



提出用

農地等の所在場所を登記事 項証明書等の表示に従っ て、地番まで記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

関信 太郎 関信 三郎 贈与者の氏名 受贈者の氏名

生 年 月 日 (明·大·昭·平 5 年 6 月 28 目)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予<mark>の適用を受けま</mark>す

至 I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細 成 H 畑 地上権、永小作権、 単 価 27 採草放牧地 模用貸借による権 利、賃借権(耕作権) 場所 額 固定資産税 年 倍 数 準農地の別 の場合のその別 価額 1,644,500 円 長野市○○町101番 倍 降 1,012 126,500 102番 1,644,500 用 103番 1.644.500 744 93,000 104番 1,209,000 " " 105番 1,394,250 106番 1,644,500 26,500 1,058 1,326,732 △△町201番 " " 202番 1,326,732 69,828 203番 1,306,668 " 204番 " 2,059,068 10,450 合 計 15.200.450

Ⅱ 納税猶予税額の計算(農地等以外の財産に対する贈与税額の計算)

A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合					
農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額-上欄のAの金額)	1	3,000,000 円	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑭の金額)	(5)	5,045,0 円
基礎控除額	2	1, 100, 000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	6	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(①-②) (1,000円未満の機数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。	3	1,900,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④+⑥) (100 日未満の爆数は切り捨てます。また、この金額が 100 日未満のときは、その金額を切り捨てます。	7	190,0 00
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用 して、一般税率又は特例税率により計算します。)	4	190,0 00	納税猶予税額(⑤-⑦)	8	4,855,0 00
B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合					

(1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)			【100円未満のときは、その金額を切り捨てます。		
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用 して、一般税率又は特例税率により計算します。)	4	190,0 00	納税猶予税額 (⑤一⑦)	8	4,855,0 00
B 農地等以外の財産として、一般贈与	財産	及び特例贈与財産の両方を	贈与により取得している場合		
農地等以外の財産(特例贈与財産)の価額 の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与 財産である場合には、「申告書第一表の①の金 額」から「上欄の例の金額」を差し引いた金	9	PI	農地等以外の財産(特例贈与財産)に 対応する税額(⑤×⑨/⑫)	16	Н
額となります。) 農地等以外の財産(一般贈与財産)の価額の合計額 (納稅補予の適用を受ける農地等が一般贈与 財産である場合には、「申告書第一表の②の金 額」から「上欄の②の金額」を差し引いた金 額となります。)	10		④の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の速算 表を使用して、一般税率により計算し ます。)	17)	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	11)		農地等以外の財産 (一般贈与財産) に 対応する税額 (⑰× (⑩-⑪) /⑫)	18	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨+⑩-⑪)	12		差引税額の合計額 (申告書第一表の頃の金額)	19	00
基礎控除額	13	1, 100, 000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	20	
農地等以外の財産の基礎増新後の課税価格(②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。	14)	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額(临十個・個) (100円未満の機数は切り捨てます。また、この金額が (100円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	21)	00
④の金額に「特例税率」を適用した税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を 使用して、特例税率により計算します。)	15		納税猶予税額(⑭-⑪)	22	00

(資 5-11-1-A4統一)(令元.10)

「面積」欄には、田、 畑、採草放牧地及び準 農地の各筆ごとの面 積を記入します。 なお、田、畑、採草放 牧地及び準農地ごと にそれぞれ「計」を付 すとともに、「合計」 欄には、それらの合計 面積を記入します。

「固定資産税評価額」 欄には、固定資産税評 価額を基として評価 する農地等について、 固定資産税評価額を 記入します。

「倍数」欄には、固定 資産税評価額を基と して評価する農地等 について、その固定資 産税評価額に掛ける 一定の倍率を記入し ます。

「単価」欄には、固定 資産税評価額を基と して評価することに なっていない農地等 について、その1平方 メートル当たりの価 額を記入します。

田、畑、採草放牧地及 び準農地の各筆ごと の価額を記入します。 なお、田、畑、採草放 牧地及び準農地ごと にそれぞれ「計」を付 すとともに、Aの「合 計」欄にそれらの合計 額を記入します。

申告書第一表の(4)(55 ページ参照)から転記 します。

申告書第一表の① (55 ページ参照) に転記し ます。

令和 元 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所 長野市○○町××番地 氏名 関信三郎

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✔印を記入してください。

- ☑ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- □ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地 は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✔印を記入してください。

並 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	1	m²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち 相続時精算課税の適用を受けるものの面積	2	m²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	3	m²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③ $\times \frac{2}{3}$)	4	m²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	5	m²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

- 1			
	贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地 D面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の 合計を記入します。)	5	m²
	③の面積の $\frac{2}{3}$ (③ $\times \frac{2}{3}$)	4	m²
	①の面積と②の面積の合計 (①+②)	3	m²
糸	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相 売時精算課税の適用を受けるものの面積	2	m²
夫	贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に 見定する準農地の面積	1	m²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実に相違ありません。

令和 2 年 2 月 6 日

農地等の贈与者

住所 長野市○○町××番地 氏名

関信 太郎

(資 5 - 4 5 - A 4 統一) (令元. 10)

(令和元年

平成30年12月31 日以前の農地等 の贈与の状況に ついて、該当する 区分に応じて□ にレ印を記入し ます。

今回の贈与以前に 「採草放牧地」を 所有したことがな い場合には記入す る必要はありませ ん。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記りする必要はありません。

農地等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

	添付書類				
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を 記載した書類(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」(56ページ参照)に必要な事項を記載してく ださい。)				
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書				
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類 (例えば、 戸籍の抄本 など)				
4	4 農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草 放牧地に該当する旨の市長(区長)の証明書				
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書				
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類				
7	贈与の事実を証する書類(例えば、贈与契約書など)				
8	農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書				
9	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの(「令和 年分 農地等の贈与に関する確認書」(57ページ参照)など) ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 A 贈与者が今回贈与をした採草放牧地 B 贈与者が今回の贈与の目までその農業の用に供していた採草放牧地 C 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの D 贈与者が今回贈与をした準農地 E 贈与者が今回贈与をした準農地 「今回の贈与の日までに有していた準農地 「今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの 4 Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。 ⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。				